

令和4年6月7日

保護者各位

岸和田市子ども家庭応援部

子育て施設課長

### 新型コロナウイルス感染症に伴う公立保育所の運営について

平素は本市の保育所の運営にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対策について、国においては感染対策を講じつつも、行動制限を緩和し、社会生活・経済活動をコロナ禍以前に戻す方向になっております。

こういった社会状況を踏まえ、本市の公立保育所においても保護者の方の社会生活・経済活動を支援するため、国の方向性に合わせ、必要な感染症対策を継続しつつ、開園していく方向で運営していくことといたします（ただし感染拡大のおそれがある場合、保健所等と協議の上、必要に応じ休園します）。

保護者の皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を講じていただきながら、円滑な保育所運営にご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

項目	これまでの対応	今後の対応
休園の基準	陽性者が判明した時点で休園	<u>開園。ただし感染拡大のおそれがある場合、保健所等と協議の上、必要に応じ休園。</u>
保育料の取扱い (保育料を返金する場合)	① 休園した場合 ② 同居親族が陽性又は濃厚接触者に特定された場合 ③ 園児本人が陽性又は濃厚接触者に特定された場合	① 休園した場合 ② 同居親族が陽性又は濃厚接触者に特定された場合 ③ 園児本人が陽性又は濃厚接触者に特定された場合

### 公立保育所では、安全・安心な保育所作りに向け、以下の取組みを実施しています。

#### 手洗い・消毒の徹底

- ・作業ごとに手洗い・消毒を実施
- ・おもちゃ・遊具の消毒を実施

#### 健康管理の徹底

- ・毎日の検温・健康状態をチェック
- ・体調不良の場合、自宅待機

#### 換気の徹底

- ・空気清浄機、換気扇による換気
- ・CO2 センサーによる濃度測定

#### 情報開示の徹底

- ・保健所等との連携・協力
- ・保護者メールで状況を通知

新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、引き続き保護者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。

【お問合せ】 子育て施設課(電話:072-423-9482)又は保育所

施設長各位

岸和田市子ども家庭応援部  
子育て施設課長

### 新型コロナウイルス感染症に伴う公立保育所の休園判断について

平素は、本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて皆様方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染対策にあたって、日々多大な業務にご尽力いただき、重ねて御礼申し上げます。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染症については、感染者が急増しております。本市公立保育所におきましても、感染対策を講じているものの児童、職員に感染者が増えております。

つきましては、基本的な方向性として、**必要な感染対策を講じつつ、開園していく方向で運営してまいります**が、**感染拡大のおそれがある場合、保健所等と協議の上、必要に応じ休園をいたします**が、**休園を判断するにあたっての目安として**、以下のとおりとしましたのでご連絡いたします。各施設におかれましては、貴園の休園基準の参考にご利用ください。

#### 記

- 休園を判断するにあたっての目安（別紙参照）
  - ① 0～2歳児において感染拡大の可能性が大きく、保育の継続が困難な場合。
  - ② 3～5歳児においてクラスの15%以上の陽性者（無症状含む）が確認された場合。
  - ③ 保育士等を含む感染拡大の可能性が大きく、保育の継続が困難な場合。
    - ※ ①～③の基準を目安に、保健所等と協議の上、必要に応じ休園する。
    - ※ 上記の基準を原則としつつも、個別事案に応じ、柔軟に対応する。

#### 【問合せ】

子ども家庭応援部子育て施設課  
072-423-9482・9483（直通電話）

## 新型コロナウイルス感染症に対する公立保育所の休園基準について

新型コロナウイルス感染症について、感染拡大をできる限り抑制しつつ、保育所運営を継続するため公立保育所の休園基準の考え方について、以下のとおりとします。

基本的な方向性：必要な感染対策を講じつつ、**開園していく**方向で運営していく。

ただし感染拡大のおそれがある場合、保健所等と協議の上、必要に応じ休園する。

### 休園を判断するにあたっての目安

- ① 0～2歳児において感染拡大の可能性が大きく、保育の継続が困難な場合。
- ② 3～5歳児においてクラスの15%以上の陽性者（無症状含む）が確認された場合。
- ③ 保育士等を含む感染拡大の可能性が大きく、保育の継続が困難な場合。

※ ①～③の基準を目安に、保健所等と協議の上、必要に応じ休園する。

※ 上記の基準を原則としつつも、個別事案に応じ、柔軟に対応する。